

10月1日(火)から始まる幼児教育・保育の無償化の認定申請書類をご提出ください



国は、社会保障を全世代型へ抜本的に変更に、子育て世帯を応援するため、幼児教育・保育の無償化を実施することとしました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

市では、10月1日(火)から、幼稚園、保育所(園)、認定こども園などを利用する3歳～5歳のお子さんと、市民税非課税世帯に属する0歳～2歳のお子さんの利用料の無償化を開始します。対象施設や認定申請方法を確認し、ゆとりをもってご申請ください。

幼児教育・保育の無償化に伴い、事前に施設等利用給付認定申請、対象施設および対象者、保育料は左表のとおりです。なお、②～④に該当する方により申請期間が異なります。

対象施設	標準的な保育		預かり保育		施設等利用給付認定申請
	対象者	保育料	対象者	保育料	
① 保育所(園)、認定こども園(保育部分)、地域型保育	◆市民税非課税世帯の0歳～2歳のお子さん ◆3歳～5歳のお子さん	すべて無償化			不要
② 認定こども園(教育部分)、新制度幼稚園(市内では越谷幼稚園のみ)		すべて無償化	◆満3歳の市民税非課税のお子さん ◆3歳～5歳のお子さん *月64時間以上の就労等がある方のみ	450円に利用日数を掛けた金額まで無償化 *最大1万1,300円まで	不要 *預かり保育を利用する方のみ
③ 従来型の幼稚園	満3歳～5歳のお子さん	月額最大2万5,700円まで無償化 *入園料は月行額換算を併せて無償化の対象となります			
④ 認可外保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター	保育所(園)・幼稚園を利用していない市民税非課税世帯の0歳～2歳のお子さん	月額最大4万2,000円まで無償化			必要
	保育所(園)・幼稚園を利用していない3歳～5歳のお子さん	月額最大3万7,000円まで無償化			
	次の条件の幼稚園を利用しているお子さん。▷平日の保育の合計時間を8時間未満 ▷年間の開所日数が200日未満	450円に利用日数を掛けた金額から、幼稚園の預かり保育料を差し引いた金額まで無償化 *最大1万1,300円まで			
⑤ 企業主導型保育	◆市民税非課税世帯の0歳～2歳のお子さん ◆3歳～5歳のお子さん	*詳しくは、各施設へお問合せください			不要

*実費として徴収されている通園送迎費、給食費、行事費などの費用は、無償化の対象外です
*無償化の対象となる認可外保育施設は、10月1日(火)までに公表予定です

申請期間内に施設へ申請書および必要書類をご提出ください。受付期間や必要書類については、詳しくは施設で配布する幼児教育・保育の無償化についての案内をご確認ください。

④に該当する方は、8月1日(木)～14日(土)・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)に、申請書と必要書類を子ども育成課へご提出ください。申請書等は子ども育成課で配布するほか、市ホームページ

シカから印刷できます。
*必要書類には、「保育の必要性を証明する書類」があります。これは、勤務先から証明してもらう書類等のため、取得までに時間を要する場合があります。お早めにご準備ください。

認可外保育等については：子ども育成課(第二庁舎2階) ☎9631167、幼稚園については：教育総務課(第二庁舎4階) ☎9631192800

7月1日(月)から受動喫煙を防止するため敷地内は禁煙となります



受動喫煙対策推進マスコットのけむいモン

望まない受動喫煙を防止するため、施設等の類型ごとに喫煙規制を定めた「健康増進法の一部を改正する法律」の一部が、令和元年7月1日から施行されました。

受動喫煙により健康を損なうおそれが高いお子さんや患者さん等が利用する学校や病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などの施設は、7月1日から敷地内禁煙(※)となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

(※)屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所には、喫煙場所を設置できません

☎市民健康課 ☎978-3511

越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。越谷市都市計画税条例については、地方税法の一部改正に伴い、条文整備を行いました。

○個人市民税における未婚のひとり親に係る非課税措置の創設

令和3年度から個人市民税において、婚姻によらないで生まれた子どもを持つ児童扶養手当の受給者である未婚のひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方への非課税措置を創設します。

○軽自動車税グリーン化特例軽課制度の適用期限の延長と適用対象車両の見直し

環境負荷の小さい軽自動車に適用される軽自動車税の環境性能割課率について、施行日から令和2年度の適用期限を延長し、令和3年度も適用されます。

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置

10月1日(火)から施行される軽自動車税の環境性能割課率について、施行日から令和2年度の適用期限を延長し、令和3年度も適用されます。

○法人市民税における電子申告義務化に伴う書面申告の特例

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税の申告から適用される特定法人(資本金の額が1億円を超える法人等)に係る電子申告の義務化について、電子通信機器の故障等により電子申告が困難な場合においては、書面による申告が可能となります。

○越谷市税条例の改正について：市民税課 ☎963119144・9145、越谷市都市計画税条例の改正について：資産税課 ☎963119148

8月の市民課の休日窓口は8月4日(日)です